

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年5月18日（火）

8：22～8：33

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣

麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）

上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）

茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）

萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）

田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）

野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）

梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）

岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）

加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）

平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）

小此木 八 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

丸 川 珠 代 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

欠 席 者：小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

陪 席 者：坂 井 学 内閣官房副長官

岡 田 直 樹 内閣官房副長官

杉 田 和 博 内閣官房副長官

近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 1 件

○国会提出案件 6 件

○公布（法律） 3 件

○政令 1 件

○人事 5 件

○配布 1 件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：国会提出案件について、申し上げます。まず、「令和2年度予備費使用総調書等を国会に提出すること」について、御決定をお願いいたします。本件は、財政法に基づき、本年2月から3月までの期間に係る予備費の使用調書を、事後承諾を求めるため、国会に提出するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書4件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「国立大学法人法の一部改正法」外2件が、14日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令について、御決定をお願いいたします。「国立大学法人法の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」は、国立大学法人等による出資対象となる研究成果活用事業及び国が承継する資産の範囲等に関する事項を定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、厚生労働大臣田村憲久に、第74回世界保健総会日本政府代表を命ずること外2件について、御決定をお願いいたします。

次に、カザフスタン国駐箚大使笠井達彦外1名を願いに依り免ずること、及び、特命全権大使小澤仁のアイスランド国駐箚を免ずることを承認することについて、それぞれ御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、神志那敏夫外126名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「会計検査院法の規定に基づく報告書」があります。本件は、「国が実施するPFI事業」の検査結果について、会計検査院から内閣に対し報告があったものであります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「債務救済措置に関する書簡」をセネガルとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、主要債権国会合の合意に基づく債務救済措置として、「独立行政法人国際協力機構」に対するセネガルの債務約1,900万円について、支払いを猶予することを取り極めるものであります。なお、21日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣。

○武田国務大臣：総務省では、6月1日を調査期日として、経済産業省と共管で、令和3年経済センサス活動調査を実施いたします。経済センサス活動調査は、我が国の全ての事業所・企業を対象に経済活動の状況を把握する、「経済の国勢調査」とも言われる重要な調査です。閣僚各位におかれましては、この調査の円滑な実施に向

け、特段の御協力をよろしくお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、経済産業大臣。

○梶山国務大臣：総務大臣から御発言がありましたとおり、総務省と連携し、令和3年経済センサス活動調査を実施します。この調査は、我が国の全ての産業分野の経済活動を把握するものであり、その結果は、経済政策の検討や民間企業の経営判断等にも広く利用されます。特に今回は、新型コロナウイルス感染症の影響下の経済の実態を明らかにするためにも重要な調査となります。各閣僚におかれましては、経済センサス活動調査の円滑な実施に向け、特段の御協力を賜りますよう、重ねてお願いいたします。

○加藤国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

西村大臣から御発言がございます。

○西村国務大臣：緊急事態宣言を実施すべき区域について、変異株の影響、医療のひっ迫の度合い、国民への強いメッセージの発出といった観点を踏まえ、5月16日から5月31日までを期間として、北海道、岡山県及び広島県を追加したところです。緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を実施する区域は19の都道府県となり、首都圏・関西圏を含む全国の多くの地域で、感染防止のための強い措置が取られることとなります。また、その他の地域においても、感染状況等に応じて独自の緊急事態宣言の発出や時短の要請等を行っている県もあり、国として支援も行いながらしっかりと連携して取り組んでまいります。平日の日中の人出を抑えるためのテレワークの活用等による出勤者数の7割削減や、飲食店への対策などを引き続き強力に進めてまいります。各府省におかれては、こうした対策に御理解いただき、関係団体への要請など、取組が徹底されるよう対応をお願いします。

○加藤国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 (令 和 3 年 5 月 18 日) (火)

◎ 国 会 提 出 案 件

- 資 料 あり ○ 1. 令 和 2 年 度 一 般 会 計 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 予 備 費 使 用 総 調 書 及 び 各 省 各 庁 所 管 使 用 調 書 (そ の 2)
- 資 料 あり ○ 1. 令 和 2 年 度 一 般 会 計 予 備 費 使 用 総 調 書 及 び 各 省 各 庁 所 管 使 用 調 書 (そ の 2) を 事 後 承 諾 を 求 め る た め 国 会 に 提 出 す る こ と に つ い て (決 定) (財 務 省)
- 〃 ○ 1. 衆 議 院 議 員 松 原 仁 (立 民) 提 出 東 京 オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 競 技 大 会 の 実 施 及 び 中 止 の 費 用 試 算 に 関 す る 再 質 問 に 対 す る 答 弁 書 に つ い て (決 定) (内 閣 官 房)
- 〃 ○ 1. 参 議 院 議 員 浜 田 聡 (み ん) 提 出 奈 良 県 下 の い ず れ の 地 域 も 緊 急 事 態 宣 言 及 び ま ん 延 防 止 等 重 点 措 置 の 対 象 地 域 に 指 定 さ れ て い な い こ と に 関 す る 質 問 に 対 す る 答 弁 書 に つ い て (決 定) (同 上)
- 〃 ○ 1. 参 議 院 議 員 吉 川 沙 織 (立 憲) 提 出 銀 行 法 等 東 ね 法 案 に 関 す る 第 3 回 質 問 に 対 す る 答 弁 書 に つ い て (決 定) (金 融 庁)
- 〃 ○ 1. 衆 議 院 議 員 阿 部 知 子 (立 民) 提 出 雨 畑 ダ ム の 堆 砂 と 水 利 権 に 関 す る 質 問 に 対 す る 答 弁 書 に つ い て (決 定) (国 土 交 通 省)

◎ 公 布 (法 律)

- 資 料 な し ☆ 1. 国 立 大 学 法 人 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (決 定)
- 資 料 な し ☆ 1. 特 許 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (決 定)
- 資 料 な し ☆ 1. 海 事 産 業 の 基 盤 強 化 の た め の 海 上 運 送 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (決 定)

◎ 政 令

- 資 料 あり ○ 国 立 大 学 法 人 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 政 令 の 整 備 及 び 経 過 措 置 に 関 す る 政 令 (決 定) (文 部 科 学 ・ 財 務 省)

◎人 事

- 資料あり ○厚生労働大臣田村憲久に第74回世界保健総会日本政府代表を命じ、農林水産省経営局長光吉一外1名に日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第25条による合同委員会等の日本政府代表代理を命じ、在ロシア日本国大使館一等書記官中野和浩に漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会モスクワ委員会委員を命ずることについて（決定）
- 〃 ○特命全権大使笠井達彦外1名を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
- 資料なし ☆堀田真哉外1名を判事兼簡易裁判所判事に任命し、判事兼簡易裁判所判事藤井俊郎を願に依り免ずることについて（決定）
- 資料あり ☆元郵政事務官神志那敏夫外126名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

- ☆会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書
(内閣官房)

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和3年
5月18日〕（火）

◎一般案件

資料なし ○債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本
国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換
について（決定）（外務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕